

千葉県男女共同参画情報誌

Mirai

みらい

2026
Summer
Vol. 53

Check!

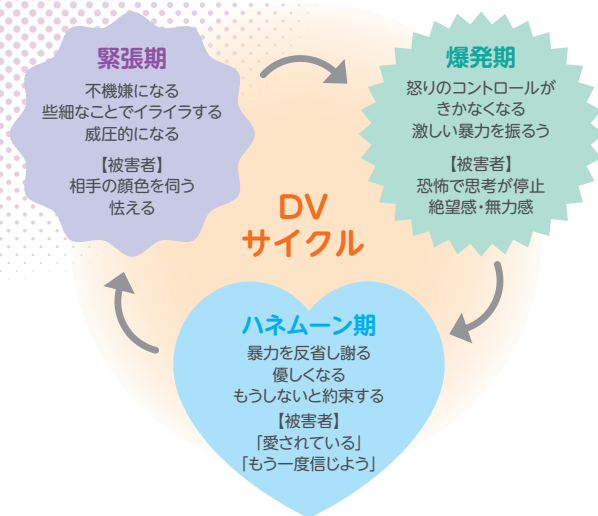
令和8年度 年間スケジュール

ドメスティック・バイオレンス

特集

DV

大切な人を守るために
知ってほしいこと



なぜ、暴力から逃げないの？

DVには、緊張期 → 爆発期 → ハネムーン期というサイクルがあり、これが何度も繰り返される中で暴力がエスカレートしていきと言われています。このサイクルの中で被害者は徐々に自尊心を奪われ、実際に暴力がふるわれない時期であっても、形を変えたコントロールが加害者から続くため、抜け出すことが難しくなるのです。

暴力をふるう人は特別な人？

暴力をふるう人に、決まったタイプはなく、年齢・学歴・職種・年収などに関係がないと言われています。また家庭の外では温和で人当たりがよく、社会的信用もある人であることも珍しくありません。

子供のために我慢すべき？

子どもに暴力を見せたり聞かせたりすることは児童虐待にあたります。暴力のある環境で育つ子どもは、不安や恐怖を抱え、心に深い傷を負うことがあります。

あなたを守る法律があります

DV防止法

DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)は、配偶者やパートナーからの暴力を防ぎ、被害者を守るための法律です。平成13年の制定以降、改正が重ねられ、令和6年の改正では、身体的暴力だけでなく、言葉や態度による精神的な暴力も保護命令の対象として明確にされました。

☆保護命令とは、被害者が生命や心身に重大な危害を受けるおそれがある場合に、裁判所へ申し立てを行うことで、加害者に対して一定の行動を禁止するよう命じる制度です。

令和6年(2024年)の改正では、DV防止法に基づく保護命令制度が拡充されました

- ① 申し立てできる被害の範囲が拡大
⇒保護命令の要件が“心身”に拡大
- ② 保護命令の種類が拡大
⇒被害者と同居する未成年の子に対する、SNSやGPSを使った監視行為などの禁止命令の追加。
- ③ 接近禁止命令の有効期間が伸長
⇒6か月から1年間に伸長
- ④ 違反時の罰則が強化
⇒2年以下の拘禁刑または200万以下の罰金に強化

これらの改正により、見えにくい暴力にも対応しやすくなり、早い段階で支援につながる仕組みが整えられました。

DVは、誰にでも起こりうる身近な問題であり、重大な人権侵害です。
まずは「知ること」「気づくこと」から始めましょう。



令和7年度 千葉市調査報告書

DVとは

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、「domestic=家庭内の」「violence=暴力」を意味し、配偶者や恋人、婚約者、同棲相手など、親密な関係にある(あった)人からのさまざまな形態の暴力のことです。

内閣府男女共同参画局の「男女間における暴力に関する調査」では、結婚経験のある人のうち、配偶者等から「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」などの暴力を受けたことがあると回答した人は、女性で27.5%(約4人に1人)、男性で22.0%(約5人に1人)になります。DVは性別にかかわらず誰にでも起こりうる身近な問題ですが、被害が気づかれにくく外からも見えにくいいため、知らないうちに関係が続いてしまうことがあります。

配偶者から何らかの暴力を受けたことがある



出典：令和5年度 内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査」より作成

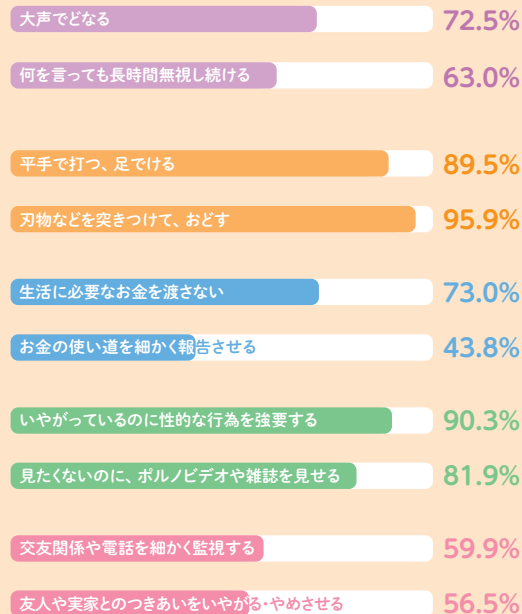
暴力は、殴る・蹴るだけではありません

令和7年度千葉市「配偶者等からの暴力及び市民が抱える困難に関する調査」より、

配偶者やパートナーとの間で行われた各行為について、

☆「どんな場合でも暴力にあたる」★「暴力をふるわれた経験がある」と回答した割合を示しています。

☆どんな場合でも暴力にあたると回答



精神的暴力

言葉や態度による行為は、モラルハラスメントと呼ばれています。当事者でも“気づきにくい暴力”です。

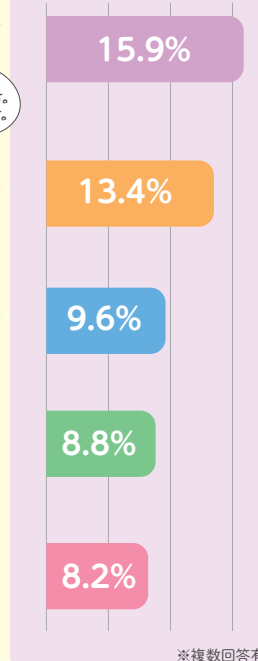
身体的暴力

経済的暴力

性的暴力

社会的暴力

★暴力をふるわれた経験があると回答



※複数回答有

これらはすべてDVです！
どんな理由があっても暴力は絶対に許されません。

相談窓口

緊急の場合は ▶110番
けがをしたら ▶119番

◆千葉市配偶者暴力相談支援センター

相談専用電話 ☎043-245-5110(女性専用)

月～金曜日(祝日、12月29日～1月3日を除く)9:00～16:00

※面接相談を希望の場合、上記相談専用電話で事前予約



◆各区保健福祉センター子ども家庭課

女性の抱えるさまざまな悩みや問題について、女性相談支援員が広く相談に応じます。

相談時間 9:00～16:30 月～金曜日(祝日、12月29日～1月3日を除く)

中央区 ☎043-221-2149 若葉区 ☎043-233-8150

花見川区 ☎043-275-6421 緑区 ☎043-292-8137

稲毛区 ☎043-284-6137 美浜区 ☎043-270-3150

◆千葉県女性サポートセンター

☎043-206-8002

《365日 24時間》

◆千葉市女性のためのつながりサポート相談

相談時間 10:00～22:00 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)

10:00～16:00 ☎0120-860-015(フリーダイヤル)

16:00～22:00 ☎043-254-1788



◆NPO法人千葉性暴力被害支援センター ちさと

《365日 24時間 月～金 9:00～21:00土曜9:00～17:00、
以外は緊急支援のみ》

☎043-251-8500



◆内閣府男女共同参画局

電話・プラス相談箱24時間
チャット相談12:00～22:00

プラス
DV相談+

☎0120-279-889



◆千葉県警察本部 相談サポートコーナー

《月～金(祝日を除く)8:30～17:15》

☎043-227-9110

【短縮ダイヤル#9110】

モラルハラスメント

気づきにくいDVの一つです

精神的DVの一つであるモラルハラスメントは、加害者の見極めが難しいものです。加害者が、自分が優位になるコミュニケーションなどを用いることで被害者に「自分が悪い」と思わせることがあるからです。家庭のみならず、職場や友人間でも同じことが起こる場合があります。自分や周囲が当事者になったときに気づき、協力者をつくれるよう、DVやハラスメントの構造を知ることが大切です。

千葉市男女共同参画センターでは、DV・暴力に関する理解普及促進講座を開催しています。令和7年度は、カウンセラー・公認心理士の高山直子さんによる「モラルハラスメントから自分を守るために」を実施しました。



令和7年度 講座の様子



11月12日～25日は 女性に対する暴力をなくす運動

政府は11月12日～25日を「女性に対する暴力をなくす運動」期間として、様々な活動を実施しています。当センターでは、この運動の一環としてパープルリボンをつくるイベントやテーマ展示を行っています。パープルリボンは、女性に対する暴力根絶をめざす社会の意思を表す世界的なシンボルです。



講座に関連するブックリストを作成し、情報資料センターで貸し出しを行っています。



BOOK RECOMMEND



モラルハラスメントと食洗機
堀井亜生 著
小学館 / 2023



「AKK女性シェルター」から
「DV防止法」制定へ
波田あい子・内藤和美・亀田温子 著
かもがわ出版 / 2023



子どもの脳を傷つける親たち
友田明美 著
NHK出版 / 2017

〓 私たちの“気づき”がここに! 〓



○ 情報資料センターで閲覧・貸出できます!

○ 【開館時間】9:00～21:00(日曜17:15閉館)

○ 【休館日】月曜日、祝日、年末年始、特別整理期間

人生で感じる違和感や心のモヤモヤをクリアにするため自分らしく生きるためヒントとなる本をそろえています。

	R8年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R9年1月	2月	3月
さんかくカレッジ 7月～11月(全5回)				第1回 7/18(土) 物語からはじめる わたしのための ジェンダー入門	第2回 8/29(土) 〈公開講座〉 ジェンダー目線の 広告観察	第3回 9/26(土) ことばに潜む ジェンダー	第4回 10/24(土) ウェルビーイング から考える、 わたしとケア	第5回 11/21(土) これからはじめる、 わたしの一歩				
女性活躍推進						9/11(金)18(金)25(金) 女性のための就職応援 ☆マザーズハローワークちば		11/11(水)18(水) 女性チャレンジ 応援セミナー		1/30(土) キャリア支援セミナー		
		5/29(金)6/5(金)12(金) 女性のための起業入門講座 ☆CHIBA-LABO		女性のための 起業フォローアップ講座1・2							創業者研修 ☆市産業振興財団	
				7/24(金) しごと応援シリーズI ☆生涯学習センター	8/21(金) しごと応援シリーズII ☆生涯学習センター	9/11(金) しごと応援シリーズIII ☆生涯学習センター						
平等・人権教育推進					8/7(金) 自己防衛講座			11/7(土) SOGI講座	12/4(金) DV・暴力に関する講座 モラハラを理解する		2/6(土) SOGI講座 ☆生涯公民館	
			若者のための デートDV予防講座					11/14(土) DV・暴力に関する 理解普及促進講座	若者のための デートDV予防講座			
健康・性理解促進							10/17(土) 女性のための健康セミナー ☆草野公民館		女性のための健康セミナー			
					8/1(土) おやこで学ぶ性教育							リプロダクティブ・ ヘルス/ライツ講座II
男女共同参画防災啓発			6/25(木) 男女共同参画 防災公開講座 ☆越智公民館					11/12(木) 市防災ライセンス 講座 ☆市防災対策課	男女共同参画 防災公開講座		女性が力を発揮する ための防災セミナー	
ワーク・ライフ・バランス支援				7/28(火) 男性家事講座 ☆幕張公民館			10/31(土) パパのための遊び術 ☆稲浜公民館	11/8(日) パパのための遊び術 ☆千城台公民館				
			6/6(土)・7/4(土) 生活と仕事の両立支援講座 自分再発見				10/3(土)11(日) 生活と仕事の両立支援講座 育休 ☆子育て支援館					
男女共同参画理解促進		5/21(木)28(木)6/4(木) アサーティブトレーニング講座 ☆南部青少年センター		7/29(水) ジェンダー教育講座 ☆南部青少年センター				男性学講座		女性の政治参画講座		国際女性デー 関連事業
			6/27(土) 国参画週間関連事業 西村宏堂さん講演会							1/17(日)31(日) ファシリテーター 養成講座		
交流・啓発 フォーラム									12/4(金)～12/13(日) ちば・男女みらいフォーラム			
									12/12(土) 太田啓子さん講演会			
映像セミナー	○	○	◎特別上映	○	○	○	○	○	◎特別上映	○	○	◎特別上映
情報企画展示	2/27(金)～5/7(木) 女性の健康	5/15(金)～7/15(水) 国参画週間関連展示		7/24(金)～9/24(木) 包括的性教育		10/2(金)～11/29(日) 女性に対するあらゆる暴力根絶のために		12/4(金)～2/17(水) 市男女共同参画週間関連		2/26(金)～		国際女性デー関連

相談のご案内

生き方・家族・職場の人間関係など、さまざまな悩みについてお気軽にご相談下さい。

チャットボット
ご利用ください▶



女性のための ハーモニー相談

専用ダイヤル 秘密厳守 相談無料

TEL:043-209-8775

※電話相談のあとの来室相談は、予約制となります。

相談時間	曜日	月	火	水	木	金	土	日
10:00～16:00	休館日	●	●	●	●	●	●	●
16:00～20:00	休館日	●	●	●	●	—	—	—

女性のためのキャリア相談 要予約

毎月第2土曜日に実施しています。
詳しくはHPをご覧ください。
時間:①14:00～ ②15:00～

男性のための 電話相談

専用ダイヤル 秘密厳守 相談無料

TEL:043-209-8773

【相談時間】金曜日18:30～20:30



千葉市男女共同参画センター

〈指定管理者〉公益財団法人千葉市文化振興財団
〈ハーモニープラザ管理運営共同事業体構成団体〉

〒260-0844

千葉市中央区千葉寺町1208-2

千葉市ハーモニープラザ内

TEL:043-209-8771

FAX:043-209-8776

【開館時間】9:00～21:00(日曜17:15閉館)

【休館日】月曜日、祝日、年末年始

<https://www.chp.or.jp/danjo/>

SNSで情報発信中!



「第5次千葉市男女共同参画 ハーモニープラン」改定

「第5次千葉市男女共同参画ハーモニープラン」は、誰もが個性を認め合い、活躍することのできる社会の実現を目指して策定された計画です。

このたび、困難な状況にある女性への支援をより充実させるため、国の法律の施行を受けて見直し(改定)されました。

改定の背景

女性の高学歴化や就業率の上昇、結婚や家族に関する考え方の変化など、社会や経済の状況が大きく変化する中で、女性が抱える問題は多様化・複合化・複雑化しており、支援のニーズも高まっています。こうした中、令和6年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、一人ひとりの状況に応じた包括的かつ継続的な支援を行うことが求められています。

主な改定内容

困難を抱える女性への支援は、民間支援団体等と連携し、支援対象者の早期発見や、自立に向けた中長期的な支援など、包括的な支援が必要であることから、以下のとおり事業が再編されました。

改定前

事業名
女性のための つながりサポート事業



ハーモニープランの
詳しい内容はこちら

改定後

事業名
困難女性支援事業
女性相談支援員による支援
学校における支援・周知啓発
関係機関連携会議



「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」とは

女性が抱える問題は多様化・複合化・複雑化しているため、改正前の売春防止法に基づく対応に限界が生じました。それを受け、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を旧売春防止法から脱却させ、新たに包括的な支援の枠組みを構築することを目指し施行されました。

専門的な知識経験を有する女性相談支援員の人材登用や、民間団体等との協働という視点が明記されています。